

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 山江村役場

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.9 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	78.9 %
全職員	72.6 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	93.0 %
本庁係長相当職	95.6 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	94.6 %
21～25年	95.8 %
16～20年	93.8 %
11～15年	90.1 %
6～10年	128.9 %
1～5年	111.1 %

【説明欄】

- ・男女両方もしくはどちらかに該当者が存在しない場合「—」と記載
- ・課長相当職に女性1名が起用されているが、給与が推測できる可能性があるため「—」と記載
- ・差異が生じている主な理由は、扶養手当受給者が男性職員に多いことや、採用年度の男女比率に偏りがあるためと考えられる。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。